

# 令和 8 年度 第 1 回船橋市特別支援連携協議会

日時 令和 8 年 5 月 1 8 日 (月)  
1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0  
会場 千葉県船橋合同庁舎分室 1

- 1 開会
- 2 委嘱状及び辞令交付
- 3 教育長挨拶
- 4 委員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 3 p. 4
- 5 座長・副座長選出
- 6 説明
  - (1) 船橋市連携協議会の組織説明・・・・・・・・ 資料 1 ~ 2 p. 1~3
  - (2) 船橋市の特別支援教育の取り組みについて・・・資料 4 ~ 6 p. 5~13
- 7 協議
  - 令和 7 年度の報告と令和 8 年度の検討課題・・・・・・・・資料 7 ~ 1 0 別紙
  - 資料 1 1 p. 14
- 8 諸連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料 1 5 p. 20
- 9 閉会

令和 8 年度 第 1 回 船橋市特別支援連携協議会 資料

- 資料 1 船橋市特別支援連携協議会要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1~2
- 資料 2 船橋市特別支援連携協議会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・ p.3
- 資料 3 令和 8 年度 船橋市特別支援連携協議会委員名簿・・・・・・・・ p.4
- 資料 4 船橋市の特別支援教育の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p.5
- 資料 5 船橋市の特別支援教育の取り組みの経過・・・・・・・・ p.6~11
- 資料 6 船橋市の特別支援教育の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ p.12~13
- 資料 7～10 令和 7 年度報告資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙
- 資料 1 1 令和 8 年度の検討課題・・・・・・・・・・・・・・・・ p.14
- 資料 1 2 作業部会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ p.15
- 資料 1 3 教育と福祉の連携について・・・・・・・・・・・・・・・・ p.16
- 資料 1 4 葛南教育事務所 通知・・・・・・・・・・・・・・・・ p.17~19
- 資料 1 5 令和 8 年度船橋市特別支援連携協議会及び作業部会の予定 p.20

## 船橋市特別支援連携協議会要綱

(目的)

第1条 LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係諸機関の情報交換・意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図るため船橋市特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(主催及び事務局)

第2条 連携協議会は、船橋市教育委員会が主催し、事務局は総合教育センター 教育支援室が当たる。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって組織し、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 親の会関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 幼稚園関係者 (市内幼稚園連合会長)
- (5) 労働関係者 (公共職業安定所長)
- (6) 福祉関係者 (市川児童相談所長)
- (7) 県教委関係者 (教育庁葛南教育事務所指導主事)
- (8) 学校関係者 (県立特別支援学校長)
- (9) 健康福祉局 (福祉サービス部長)
- (10) 健康福祉局 (地域子育て部長)
- (11) 学校関係者 (市立船橋高等学校長)
- (12) 学校関係者 (市立特別支援学校長)
- (13) 学校関係者 (市・小学校長会長)
- (14) 学校関係者 (市・中学校長会長)
- (15) 学校関係者 (市・特別支援学級設置校長会長)
- (16) 学校関係者 (市・特別支援教育研究連盟理事長)
- (17) 市教育委員会 (教育次長)
- (18) 市教育委員会 (学校教育部長)
- (19) 市教育委員会 (総合教育センター所長)
- (20) 事務局 (総合教育センター教育支援室長・職員)

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 連携協議会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員による互選とする。

- 2 座長は、会務を掌理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連携協議会は、年間2回開催する。

- 2 座長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 会議の公開については、情報公開条例（平成14年船橋市条例第7条）、情報公開条例施行規則（平成14年船橋市規則第50条）、船橋市教育委員会傍聴人規則（平成10年船橋市教育委員会規則第2号）、及び附属機関等の公開実施要綱を準用する。

(作業部会)

第7条 座長は必要に応じ、専門の事項を検討するための作業部会を開催することができる。

- 2 作業部会の委員は、事務局が指名する。

(災害補償)

第8条 任命を受けた委員の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附則

平成18年4月1日施行

附則

平成19年2月1日改正

附則

平成21年4月1日改正

附則

平成22年4月1日改正

附則

平成25年4月1日改正

附則

平成29年4月1日改正

附則

令和5年4月1日改正

附則

令和7年4月1日改正

## 令和 8 年度 船橋市特別支援連携協議会委員 (敬称略)

No.	区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	学識経験者	植草学園大学 特命教授	佐藤 慎二
2	親の会関係者	千葉発達障害児・者親の会「コスモ」	若月 梨香
3	医療関係者	おぐち小児科院長	小口 学
4	幼稚園	幼稚園連合会長 (若松幼稚園理事長)	尾木 修介
5	労働	船橋公共職業安定所長	進藤 誠
6	福祉	市川児童相談所船橋支所長	島貫 奈津子
7	県教育委員会	県教育庁葛南教育事務所指導主事	上出 照仁
8	特別支援学校	県立船橋特別支援学校長	竹内 登志子
9	市福祉行政	福祉サービス部長	岡部 佐知子
10	市保育行政	地域子育て部長	小澤 洋一
11	高等学校	市立船橋高等学校長	近藤 義行
12	特別支援学校	市立船橋特別支援学校長	神田 順子
13	小学校	小学校長会長 (葛飾小学校長)	仁平 義彦
14	中学校	中学校長会長 (船橋中学校長)	日高 祐一郎
15	特別支援教育	特別支援学級設置校校長会 (芝山東小学校長)	松尾 彩子
16	特別支援教育	特別支援教育研究連盟理事長 (行田東小学校長)	生井 敏昭
17	市教育委員会	教育次長	小栗 俊一
18	市教育委員会	学校教育部長	長谷川 右
19	市教育委員会	市総合教育センター所長	和久 貴子

事務局	市総合教育センター教育支援室長	金子 勝一
事務局	市総合教育センター教育支援室副主幹	上田 恵美子
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	星野 沙織
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	鈴木 智実
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	武田 芳樹
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	白石 亜希子
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	後藤 薫
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	鈴野 浩之

# 船橋市特別支援連携協議会組織図

主催：教育委員会

## 特別支援連携協議会

(教育委員会が委嘱または任命)

※年間 2 回開催

〈事務局〉

総合教育センター

教育支援室

特別支援教育班

### 【目的】

乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ネットワークづくり

### 作業部会

船橋市における関係機関との連携強化による、切れ目ない支援の充実

- 幼・保・小における支援と連携
- 中・高・卒業後における支援と連携

※年間 2 回開催

## 令和 8 年度 船橋市特別支援連携協議会委員 (敬称略)

No.	区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	学識経験者	植草学園大学 特命教授	佐藤 慎二
2	親の会関係者	千葉発達障害児・者親の会「コスモ」	若月 梨香
3	医療関係者	おぐち小児科院長	小口 学
4	幼稚園	幼稚園連合会長 (若松幼稚園理事長)	尾木 修介
5	労働	船橋公共職業安定所長	進藤 誠
6	福祉	市川児童相談所船橋支所長	島貫 奈津子
7	県教育委員会	県教育庁葛南教育事務所指導主事	上出 照仁
8	特別支援学校	県立船橋特別支援学校長	竹内 登志子
9	市福祉行政	福祉サービス部長	岡部 佐知子
10	市保育行政	地域子育て部長	小澤 洋一
11	高等学校	市立船橋高等学校長	近藤 義行
12	特別支援学校	市立船橋特別支援学校長	神田 順子
13	小学校	小学校長会長 (葛飾小学校長)	仁平 義彦
14	中学校	中学校長会長 (船橋中学校長)	日高 祐一郎
15	特別支援教育	特別支援学級設置校校長会 (芝山東小学校長)	松尾 彩子
16	特別支援教育	特別支援教育研究連盟理事長 (行田東小学校長)	生井 敏昭
17	市教育委員会	教育次長	小栗 俊一
18	市教育委員会	学校教育部長	長谷川 右
19	市教育委員会	市総合教育センター所長	和久 貴子

事務局	市総合教育センター教育支援室長	金子 勝一
事務局	市総合教育センター教育支援室副主幹	上田 恵美子
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	星野 沙織
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	鈴木 智実
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	武田 芳樹
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	白石 亜希子
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	後藤 薫
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	鈴野 浩之

令和 8 年度 第 1 回 船橋市特別支援連携協議会 資料

- 資料 1 船橋市特別支援連携協議会要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1~2
- 資料 2 船橋市特別支援連携協議会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・ p.3
- 資料 3 令和 8 年度 船橋市特別支援連携協議会委員名簿・・・・ p.4
- 資料 4 船橋市の特別支援教育の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p.5
- 資料 5 船橋市の特別支援教育の取り組みの経過・・・・・・・・ p.6~11
- 資料 6 船橋市の特別支援教育の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ p.12~13
- 資料 7～10 令和 7 年度報告資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙
- 資料 1 1 令和 8 年度の検討課題・・・・・・・・・・・・・・・・ p.14
- 資料 1 2 作業部会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ p.15
- 資料 1 3 教育と福祉の連携について・・・・・・・・・・・・・・・・ p.16
- 資料 1 4 葛南教育事務所 通知・・・・・・・・・・・・・・・・ p.17~19
- 資料 1 5 令和 8 年度船橋市特別支援連携協議会及び作業部会の予定 p.20

## 船橋市特別支援連携協議会要綱

### (目的)

第1条 LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係諸機関の情報交換・意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図るため船橋市特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

### (主催及び事務局)

第2条 連携協議会は、船橋市教育委員会が主催し、事務局は総合教育センター 教育支援室が当たる。

### (組織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって組織し、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 親の会関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 幼稚園関係者 (市内幼稚園連合会長)
- (5) 労働関係者 (公共職業安定所長)
- (6) 福祉関係者 (市川児童相談所長)
- (7) 県教委関係者 (教育庁葛南教育事務所指導主事)
- (8) 学校関係者 (県立特別支援学校長)
- (9) 健康福祉局 (福祉サービス部長)
- (10) 健康福祉局 (地域子育て部長)
- (11) 学校関係者 (市立船橋高等学校長)
- (12) 学校関係者 (市立特別支援学校長)
- (13) 学校関係者 (市・小学校長会長)
- (14) 学校関係者 (市・中学校長会長)
- (15) 学校関係者 (市・特別支援学級設置校長会長)
- (16) 学校関係者 (市・特別支援教育研究連盟理事長)
- (17) 市教育委員会 (教育次長)
- (18) 市教育委員会 (学校教育部長)
- (19) 市教育委員会 (総合教育センター所長)
- (20) 事務局 (総合教育センター教育支援室長・職員)

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長及び副座長)

第5条 連携協議会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員による互選とする。

- 2 座長は、会務を掌理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連携協議会は、年間2回開催する。

- 2 座長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 会議の公開については、情報公開条例（平成14年船橋市条例第7条）、情報公開条例施行規則（平成14年船橋市規則第50条）、船橋市教育委員会傍聴人規則（平成10年船橋市教育委員会規則第2号）、及び附属機関等の公開実施要綱を準用する。

(作業部会)

第7条 座長は必要に応じ、専門の事項を検討するための作業部会を開催することができる。

- 2 作業部会の委員は、事務局が指名する。

(災害補償)

第8条 任命を受けた委員の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附則

平成18年4月1日施行

附則

平成19年2月1日改正

附則

平成21年4月1日改正

附則

平成22年4月1日改正

附則

平成25年4月1日改正

附則

平成29年4月1日改正

附則

令和5年4月1日改正

附則

令和7年4月1日改正

# 船橋市特別支援連携協議会組織図

主催：教育委員会

## 特別支援連携協議会

(教育委員会が委嘱または任命)

※年間 2 回開催

〈事務局〉

総合教育センター

教育支援室

特別支援教育班

### 【目的】

乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ネットワークづくり

### 作業部会

船橋市における関係機関との連携強化による、切れ目ない支援の充実

- 幼・保・小における支援と連携
- 中・高・卒業後における支援と連携

※年間 2 回開催

## 令和 8 年度 船橋市特別支援連携協議会委員 (敬称略)

No.	区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	学識経験者	植草学園大学 特命教授	佐藤 慎二
2	親の会関係者	千葉発達障害児・者親の会「コスモ」	若月 梨香
3	医療関係者	おぐち小児科院長	小口 学
4	幼稚園	幼稚園連合会長 (若松幼稚園理事長)	尾木 修介
5	労働	船橋公共職業安定所長	進藤 誠
6	福祉	市川児童相談所船橋支所長	島貫 奈津子
7	県教育委員会	県教育庁葛南教育事務所指導主事	上出 照仁
8	特別支援学校	県立船橋特別支援学校長	竹内 登志子
9	市福祉行政	福祉サービス部長	岡部 佐知子
10	市保育行政	地域子育て部長	小澤 洋一
11	高等学校	市立船橋高等学校長	近藤 義行
12	特別支援学校	市立船橋特別支援学校長	神田 順子
13	小学校	小学校長会長 (葛飾小学校長)	仁平 義彦
14	中学校	中学校長会長 (船橋中学校長)	日高 祐一郎
15	特別支援教育	特別支援学級設置校校長会 (芝山東小学校長)	松尾 彩子
16	特別支援教育	特別支援教育研究連盟理事長 (行田東小学校長)	生井 敏昭
17	市教育委員会	教育次長	小栗 俊一
18	市教育委員会	学校教育部長	長谷川 右
19	市教育委員会	市総合教育センター所長	和久 貴子

事務局	市総合教育センター教育支援室長	金子 勝一
事務局	市総合教育センター教育支援室副主幹	上田 恵美子
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	星野 沙織
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	鈴木 智実
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	武田 芳樹
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	白石 亜希子
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	後藤 薫
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	鈴野 浩之

# ＜船橋市の特別支援教育の概要＞

令和8年度

船橋市特別支援連携協議会			船橋市総合教育センター（教育支援室）			
<p>○学識経験者、医師、保護者代表、関係部局代表、小・中・高・特別支援学校の代表を委員とし、船橋市における特別支援教育の基本的な方向性について検討している。 ○検討内容については、連携協議会の委員を通して関係機関や研修会等で伝え周知徹底を図っている。年間2回開催。</p>			就学相談・教育相談・教育支援委員会		学校支援ボランティア	コーディネーター研修
作業部会	巡回相談	専門家チーム会議	<p>○就学前の幼児への相談を行っている。特に就学先については、保護者の意見を十分聞きながら、教育支援委員会の答申等を参考に相談を行っている。 ○在籍している障害のある児童生徒や学校、保護者に対して、市総合教育センター教育支援室の職員が、教育相談や様々な支援を行っている。 ○就学相談や教育相談で、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等への就学希望がある場合は、教育支援委員会の答申等を参考に、児童生徒にとって適切な就学先を決めている。必要に応じて心理士による検査も行っている。</p>		<p>○発達障害等、障害のある児童生徒の学習支援のため、指定した学校に学生等ボランティアを派遣して、学校の学習環境の維持改善を図る。学生等の都合に合わせて、週に1回派遣。</p>	<p>○全小・中・特別支援学校で指名されている特別支援教育コーディネーターを対象に、コーディネーターとしての資質向上を図るため、悉皆研修として開催。新任向けに1回、年間3回開催。</p>
<p>○作業部会 ・幼・保・小・中・高、卒業後における支援と連携 ・年間2回開催</p>	<p>○相談員が学校に行き、児童生徒への相談、校内研修の講師、関係機関との連絡調整等を行う。年間144回派遣。</p>	<p>○LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒の事例について望ましい教育的対応や指導についての専門的意見の提示や助言を行う。年間3回開催予定。</p>				

千葉県教育委員会	小学校・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒		特別支援学校
特別支援アドバイザー	校内委員会	特別支援教育コーディネーター	<p>○センター校としての役割 ・学校公開 6月と10月に学校見学会を開催。 ・相談支援 小中学校等からの要請に応じ、現場へ出向き相談や支援を行っている。</p>
<p>○幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒への適切な指導・支援のためのアドバイスを行う。市町村教育委員会と教育事務所との協議により派遣調整。</p>	<p>○各学校で校内委員会を設置している。内容は、障害理解や支援体制のための研修の推進、対象児童生徒の実態把握、適切な支援のあり方についての検討、個別の指導計画作成の助言等。</p>	<p>○各小・中・特別支援学校で指名している。専任ではなく、担任等の兼務である。主な活動内容は、校内委員会の企画運営、情報収集や情報管理、校内研修の立案、相談窓口、関係機関との連絡調整等。</p>	
	特別支援学級	通級指導教室	サテライト教室・巡回指導
	<p>小 45校 (知的、自・情緒、難聴) 中 20校 (知的、自・情緒)</p>	<p>小 11校 (言語5校、巡回6校) (発達6校、巡回8校) 中 4校 (発達3校、巡回3校) (難聴1校、巡回1校)</p>	<p>サテライト教室 小 1校 (視覚障害) 通級指導教室・巡回指導 (肢体不自由)</p>
	支援員の配置	通級指導教室指導員の配置	

## 船橋市の特別支援教育の取り組みの経過

船橋市では千葉県で一番早く平成15年度と平成16年度、国の委託事業である「特別支援教育推進体制モデル事業」の指定を受け取り組みを始めた。

その後、市として継続して特別支援教育の充実に向けて取り組んでいる。

年度	概要	コーディネーター研修	巡回相談	専門家チーム会議	整備状況
平成15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県指定2年間</li> <li>・ 小学校にコーディネーター指名及び校内委員会の設置</li> <li>・ 協議会3回</li> </ul>	3回	17回	5回	船橋小 (発達通級)
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中、特別支援学校にコーディネーター指名及び校内委員会の設置</li> <li>・ 支援体制の構築</li> <li>・ 協議会3回</li> <li>・ 準備会3回</li> </ul>	8回	35回	8回	芝山東小 (知的)
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「LD・ADHD・高機能自閉症等推進地域」指定</li> <li>・ 特別支援連携協議会の設置</li> <li>・ 協議会3回</li> </ul>	7回	50回	8回	夏見台小 (知的) 三咲小 (発達通級)
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学校の児童生徒数の増加及び発達障害児の増加に伴う対応</li> <li>・ 協議会2回</li> </ul>	7回	49回	8回	行田西小 (発達通級) 船橋中 (発達通級)
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援教育の本格的スタート</li> <li>・ 校内委員会の機能の充実</li> <li>・ 協議会2回</li> <li>・ 作業部会11回</li> </ul>	7回	14回	8回	行田西小 (知的) 高三小 (自閉症・情緒)
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学前から小学校への引継ぎ票の確立</li> <li>・ 「個別の指導計画」の手引きの作成</li> </ul>	7回	25回	8回	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 1 2 回</li> </ul>				
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・「移行支援計画」の作成</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 9 回</li> </ul>	7回	8回	8回	薬円台小 (発達通級) 特別支援学校分校(高根台校舎) 開校
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 9 回</li> </ul>	7回	25回	8回	八木が谷北小(知的) 宮本中 (自閉症・情緒)
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・「移行支援計画」の作成</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 9 回</li> </ul>	3回	20回	6回	若松小(知的) 二宮小(知的) 飯山満中(知的)
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・「引継ぎのための連絡票」</li> <li>「新個別の指導計画作成の手引き」</li> <li>「移行支援計画」の作成</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 9 回</li> </ul>	4回	25回	6回	西海神小(知的) 大穴小(知的) 高根台中 (自閉症・情緒) 習志野台中 (発達通級)
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・引継ぎのための連絡票の活用</li> <li>校内支援体制の充実</li> <li>相談支援の充実</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 6 回</li> </ul>	5回	100回	6回	大穴中(知的) 行田中(知的) 薬円台小 (自閉症・情緒) 芝山東小 (発達通級) 前原小 大穴北小 (発達通級兼務)
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 6 回</li> </ul>	5回	98回	6回	湊町小(知的) 若松中(知的) 高三小(難聴) 前原小 法典東小 (発達通級兼務) 習一小

					(言語通級兼務)
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解 推進への方策</li> <li>・協議会 2 回 作業部会 6 回</li> </ul>	5回	100回	6回	豊富中(知的) 習志野台中 (知的) 前原小 法典東小 葛飾中 (発達通級兼務) 習一小・七林小 峰台小 (言語通級兼務)
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解 推進への方策</li> <li>・協議会 2 回 作業部会 6 回</li> </ul>	5回	106回	3回	行田西小 (自閉症・情緒) 二宮中 (自閉症・情緒) 習一小 (言語通級) 前原小 法典東小 坪井中 (発達通級兼務) 峰台小 薬円台小 (言語通級兼務)
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解 推進への方策</li> <li>・協議会 2 回 作業部会 6 回</li> </ul>	5回	120回	4回	南本町小 (知的) 三咲小 (自閉症・情緒) 八木が谷中 (自閉症・情緒) 法田中 (自閉症・情緒) 法典東小 坪井中 (発達通級兼務) 峰台小 薬円台小 (言語通級兼務)
30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解 推進への方策</li> <li>・協議会 2 回 作業部会 6 回 支援事例集の作成 相談ガイドブック改定 HPへ掲載</li> </ul>	5回	151回	3回	法典東小 (自閉症・情緒) 前原小 (自閉症・情緒) 法典東小 若松小・坪井中 (発達通級兼務)

					峰台小 薬円台小 (言語通級兼務)
令和元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 6 回</li> </ul>	5回	149回	3回	習志野台第二小 (自閉症・情緒) 葛飾中 (発達通級) 法典東小 若松小・坪井中 (発達通級兼務) 峰台小・小栗原小 三山東小 (言語通級兼務)
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 6 回</li> </ul>	5回	142回	2回	夏見台小 飯山満小 習志野台中 (自閉症・情緒) 古和釜小 若松小・三田中 (発達通級兼務) 峰台小・小栗原小 三山東小・坪井小 (言語通級兼務)
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 6 回</li> </ul>	4回	137回	3回	葛飾小 習志野台第一小 (自閉症・情緒) 塚田南小 (発達通級) 古和釜小 若松小・三田中 (発達通級兼務) 宮本小・小栗原小 三山東小・坪井小 豊富小 (言語通級兼務)
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回</li> <li>作業部会 2 回</li> </ul>	4回	144回	3回	海神南小 飯山満南小 三田中 (知的) 行田東小 市場小 (自閉症・情緒) 古和釜小・若松小 法典西小・坪井小 三田中 (発達通級兼務) 宮本小・小栗原小 三山東小・塚田小

					豊富小 (言語通級兼務)
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回 作業部会 2 回</li> <li>・保護者向け「相談窓口ガイドブック」の配付</li> <li>・引継のための連絡票見直し</li> </ul>	4回	144回	3回	芝山西小 二和小 古和釜小 葛飾中・湊中 (自閉症・情緒) 若松小・法典西小 古和釜小・坪井小 三山小・三田中・ 若松中・御滝中 (発達通級兼務) 宮本小・小栗原小 三山東小・大穴小 塚田小 (言語通級兼務)
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回 作業部会 2 回</li> <li>・個別の教育支援計画について</li> </ul>	4 回	144回	3回	小栗原小 丸山小 (知的) 法典西小 薬田台南小 御滝中・七林中 (自閉症・情緒) 若松小・海神南小 古和釜小・坪井小 三山小・八栄小 三田中・若松中 御滝中 (発達通級兼務) 宮本小・小栗原小 三山東小・大穴小 塚田小 (言語通級兼務)
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2 回 作業部会 2 回</li> <li>・個別の指導計画の見直し</li> <li>・「個別の教育支援計画の手引き」作成</li> <li>・保護者向け「個別の教育支援計画」リーフレット作成</li> </ul>	4 回	144回	3回	二和小・葛飾中 芝山中 (知的) 豊富小・小室小 塚田小・行田中 (自閉症・情緒) 若松小・宮本小 海神南小・三山小 古和釜小・坪井小 八栄小・高根東小 三田中・若松中 御滝中 (発達通級兼務) 宮本小・小室小 小栗原小・大穴小 三山東小・塚田小 (言語通級兼務)

8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育の理解推進への方策</li> <li>・関係機関との連携</li> <li>・協議会 2回</li> <li>作業部会 2回</li> </ul>	4回	144回	3回	高根小、法典小、七林小、三山東小、高郷小、船橋中、三山中 (自閉症・情緒)
---	---	----	------	----	--

## 船橋市の特別支援教育の状況

## 1 船橋市の小中学校の状況 《令和8年5月1日現在》

種別	学校数	支援学級 設置校数	設置率	特別支援学級			市特別 支援学校	県特別 支援学校	言語 通級	発達 通級	難聴 通級	サテ 視覚	通級 肢体	人数 合計	
				特学児童 生徒数	知的	自情									難聴
小学校	55	45	81.8	831	387	444	6	194	60	135	180	5	1	2	1408
中学校	26	20	76.9	368	180	188		115	36	0	77	9	1	1	607

県支援学校（船橋特別支援学校、千葉盲学校、千葉聾学校、袖ヶ浦特別支援学校、四街道特別支援学校、君津特別支援学校、八千代特別支援学校、松戸特別支援学校、富里特別支援学校、千葉大学教育学部附属特別支援学校、筑波大学附属聴覚特別支援学校）

## 2 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の設置について

- 昭和30年 船橋小学校に知的障害特別支援（特殊）学級を開設  
 昭和36年 船橋中学校に知的障害特別支援（特殊）学級を開設  
 昭和42年 船橋小学校に言語障害の特殊学級を開設（平成5年に通級指導教室）  
 昭和54年 船橋市立船橋養護学校を設立  
 平成15年 船橋小学校に情緒障害通級指導教室を開設  
 平成18年 船橋中学校に発達障害通級指導教室を開設  
 平成19年 特殊学級を特別支援学級へ、養護学校を特別支援学校へと名称を変更  
 平成21年 情緒障害特別支援学級を自閉症・情緒障害特別支援学級と名称を変更  
 市立船橋特別支援学校の分校を旧高根台第一小学校に開設  
 薬円台小学校に発達障害通級指導教室を開設  
 平成22年 八木が谷北小学校に知的障害特別支援学級を開設  
 平成23年 宮本中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設（市内中学校初）  
 平成24年 若松小学校、二宮小学校、飯山満中学校に知的障害特別支援学級を開設  
 大穴小学校、西海神小学校に知的障害特別支援学級、高根台中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級、習志野台中学校に発達障害通級指導教室を開設  
 平成25年 大穴中学校、行田中学校に知的障害特別支援学級、薬円台小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級、芝山東小学校に発達障害通級指導教室を開設  
 平成26年 湊町小学校、若松中学校に知的障害特別支援学級、高根台第三小学校に難聴特別支援学級開設  
 平成27年 豊富中学校、習志野台中学校に知的障害特別支援学級を開設  
 平成28年 行田西小学校、二宮中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級、習志野台第一小学校に言語障害通級指導教室を開設  
 平成29年 南本町小学校に知的障害特別支援学級、三咲小学校、八木が谷中学校、法田中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 平成30年 前原小学校、法典東小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 令和元年 習志野台第二小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級、葛飾中学校に発達障害通級指導教室を開設  
 令和2年 夏見台小学校、飯山満小学校、習志野台中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 令和3年 葛飾小学校、習志野台第一小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 塚田南小学校に発達障害通級指導教室を開設  
 令和4年 海神南小学校、飯山満南小学校、三田中学校に知的障害特別支援学級、行田東小学校、市場小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 令和5年 二和小学校、芝山西小学校、古和釜小学校、葛飾中学校、湊中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 令和6年 小栗原小学校、丸山小学校に知的障害特別支援学級を、法典西小学校、薬円台南学校、御滝中学校、七林中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 令和7年 二和小学校、葛飾中学校、芝山中学校に知的障害特別支援学級を、塚田小学校、豊富小学校、小室小学校、行田中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設  
 令和8年 高根小学校、法典小学校、七林小学校、三山東小学校、高郷小学校、船橋中学校、三山中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設

## 3 特別支援学級等設置状況《令和8年5月1日現在》

①特別支援学級 ※ ( ) は学級数

知的障害 (53)	船橋小、湊町小、南本町小、若松小、峰台小、海神小、西海神小、海神南小、葛飾小、小栗原小、夏見台小、金杉小、三咲小、八木が谷北小、法典小、丸山小、行田西小、中野木小、二宮小、飯山満南小、芝山東小、薬田台小、三山小、高根台第二小、高根台第三小、習志野台第二小、大穴小、小室小二和小	29校
	(30) 船橋中、若松中、湊中、宮本中、旭中、御滝中、八木が谷中、二宮中、飯山満中、三田中、高根台中、大穴中、行田中、習志野台中、豊富中、葛飾中、芝山中	17校
自閉症・情緒障害	(56) 湊町小、市場小、三咲小、行田東小、行田西小、二宮小、薬田台小、薬田台南小、高根台第三小、前原小、法典東小、法典西小、習志野台第二小、夏見台小、飯山満小、葛飾小、習志野台第一小、二和小、芝山西小、古和釜小、豊富小、小室小、塚田小、高根小、法典小、七林小、三山東小、高郷小	28校
	(24) 宮本中、法田中、御滝中、二宮中、七林中、八木が谷中、高根台中、習志野台中、葛飾中、湊中、行田中、船橋中、三山中	13校
難聴	(2) 船橋小、高根台第三小	2校

## ②通級指導教室

言語障害	船橋小、行田東小、二宮小、高根台第三小、習志野台第一小 巡回：宮本小、小栗原小、三山東小、大穴小、塚田小、小室小	5校
発達障害	船橋小、三咲小、行田西小、芝山東小、薬田台小、塚田南小 巡回：古和釜小、若松小、八栄小、海神南小、坪井小、三山小、宮本小、高根東小	6校
	船橋中、習志野台中、葛飾中 巡回：若松中、三田中、御滝中	3校
難聴	高根台中 巡回：船橋中	1校
肢体不自由	県立船橋特別支援学校 県立夏見特別支援学校	2校

## ○サテライト教室

弱視	高根東小 (週2回 県立船橋特別支援学校から教員派遣)	1校
----	-----------------------------	----

## ○巡回指導

肢体不自由	県立船橋特別支援学校 → 該当児童の小学校へ (週1回 県立船橋特別支援学校から教員派遣)
肢体不自由	県立船橋夏見特別支援学校 → 該当生徒の中学校へ (週1回 県立船橋夏見特別支援学校から教員派遣)

## 令和 8 年度の検討課題

## 1 令和 7 年度 連携協議会

## (1) 成果

## 作業部会

船橋市における関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実をテーマに下記の内容について協議した。

- ・特別支援教育コーディネーターへのアンケート結果を基に、「個別の指導計画」の書式の見直しをした。タブ機能の活用により全学年分を1つのファイルにまとめ、さらにプルダウンやチェックボックスを取り入れたことで、より活用しやすい市内統一の書式を作成した。
- ・「個別の指導計画文例集」を作成した。課題となっている項目を選択すると、文例が表示されることで、作成者の負担軽減につながった。
- ・「個別の教育支援計画 作成・活用の手引き」の内容について検討し、作成した。
- ・保護者向けのリーフレットの内容を検討し、作成した。

## (2) 課題

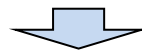
- ・「個別の教育支援計画 作成・活用の手引き」や文例集については、今後も内容の検討が必要である。
- ・事業者における合理的配慮の提供の義務化に伴い、船橋市における関係機関との連携強化による切れ目ない支援を、より充実をさせていく必要がある。

## 2 令和 8 年度 連携協議会

## (1) 作業部会テーマと論点 (案)

## 作業部会

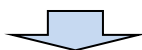
就学前から卒業後までを見据えた引継ぎの在り方



## (2) 具体的な検討内容

## 作業部会

- 引継ぎの在り方を検討する。
  - ・現在の引継ぎの在り方について、各学校にアンケートをとり、活用状況、課題や改善点等を掌握する。
  - ・各関係機関で活用できるような引継ぎの在り方を探る。
- 「引継ぎの手引き」の作成準備をする。
  - ・作成にあたって負担が少なく、活用しやすい手引き書の作成準備をする。
  - ・より円滑な引継ぎとなるよう、保護者への周知の仕方を検討する。



乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ネットワークづくり

## 令和 8 年 作業部会委員 (案)

No.	区 分	所 属 ・ 職 名
1	委員	小学校長
2	委員	児童発達支援管理責任者
3	委員	船橋市放課後等デイサービス事業所協議会
4	委員	障害福祉課
5	委員	保育運営課
6	委員	地域保健課
7	委員	療育支援課
8	委員	こども発達相談センター
9	委員	幼稚園教諭
10	委員	保育士
11	委員	小学校教諭
12	委員	小学校教諭
13	委員	中学校教諭
14	委員	中学校教諭
15	委員	市立船橋高等学校教諭
16	委員	市立船橋特別支援学校教諭

17	事務局	総合教育センター教育支援室副主幹	上田 恵美子
18	事務局	総合教育センター教育支援室副主査	星野 沙織
19	事務局	総合教育センター教育支援室副主査	鈴木 智実
20	事務局	総合教育センター教育支援室副主査	武田 芳樹
21	事務局	総合教育センター教育支援室副主査	白石 亜希子
22	事務局	総合教育センター教育支援室副主査	後藤 薫

## 教育と福祉の連携

**家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告** 別添1

～障害のある子と家族をもっと元気に～ **概要**

**1. 教育と福祉との連携に係る主な課題**

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

**2. 保護者支援に係る主な課題**

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

→

**1. 教育と福祉との連携を推進するための方策**

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

**2. 保護者支援を推進するための方策**

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

**【具体的な取組例】**

(厚生労働省)

- 放課後等デイサービスガイドラインの改定
- 障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。

市町村

福祉部局

↔

教育委員会

連携強化

保護者向けハンドブック  
保護者同士の交流の場の促進

域内の支援情報の提供  
学校や関係者への福祉制度の周知

障害児通所支援事業所

家庭

学校

個別の支援計画の活用による切れ目ない支援  
情報共有・連携強化

(文部科学省)

- 個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援
- 保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定

\*平成30年5月24日付け30文科初第357号、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」の通知文のより、「学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知」や「学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化」などが求められています。

## ☆通常の学級に在籍の児童生徒も使っていることの多い主な福祉サービス

\*相談ガイドブック参照 (C4th 書庫)

- ・放課後等デイサービス・・・療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うものです。学習支援やSST、運動療法などの支援を行っている事業所もある。
- ・日中一時支援事業・・・日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や一時的な休息を目的とした見守り等の支援。
- ・移動支援事業・・・社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出及び通学通所の送迎の支援。

## ☆連携の具体例

- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画などの書類のやり取り。
- ・学校や事業所の様子を確認するなど面談。
- ・実際に学校や事業所での様子を参観する。



教特第1001号  
令和6年2月2日

各市町村教育委員会特別支援教育主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部  
特別支援教育課長  
(公印省略)

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の個別の教育支援計画及び  
個別の指導計画を活用した引継ぎについて (依頼)

日頃、千葉県教育委員会の教育施策につきまして、格別な御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成29年3月告示の小・中学校学習指導要領総則において、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を全員に作成することとされました。高等学校においても平成30年3月告示の高等学校学習指導要領総則において、通級による指導を受ける生徒については二つの計画を全員作成し、効果的に活用することとされました。また、小、中、高等学校ともに、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない障害のある児童生徒についても二つの計画を作成し、活用に努めることとされています。

県内では、二つの計画の作成と活用、二つの計画を活用した引継ぎの実施について、意識が高まっていることと認識しています。しかし、一部の地域や学校においては、二つの計画の未作成や、効果的な活用、引継ぎが行われていない等の事例も見受けられます。

つきましては、年度末をむかえ、貴管下各学校(園)教職員に対し、別添資料を参考に、改めて個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用、二つの計画を活用した引継ぎを行うことの趣旨を周知し、正しい理解と認識を深め、効果的な実施をお願いします。

学校間、学校と関係機関との連携を強化し、一人一人の幼児児童生徒に応じた切れ目ない支援体制の充実が図られますよう継続した御指導をお願いします。

担 当

千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課  
教育支援室

〒260-8662 千葉市中央区市場町1番1号

TEL 043-223-4050

FAX 043-221-1158

E-mail tokshifre@mz.pref.chiba.lg.jp

別添資料

個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と計画を活用した引継ぎQ & A  
 ～適切な指導・必要な支援を円滑に継続していくために～

Q1：個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し活用していく対象と二つの計画の役割とは？

A：作成と活用の対象は特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒です。  
 役割については下図を参照してください。

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
特別支援学校に在学する幼児児童生徒	全員作成と活用	全員作成と活用
特別支援学級に在籍する児童生徒	全員作成と活用	全員作成と活用
通級による指導を受ける児童生徒	全員作成と活用	全員作成と活用
通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒	作成と活用に努める	作成と活用に努める
役 割	障害のある幼児児童生徒一人一人を関係機関（教育、福祉、医療、保健、労働等）が連携して効果的な支援を行うとともに、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な教育支援を行うための計画。本人、保護者の願いや目標、支援内容、支援方法などの情報を共有したり役割分担したりするための計画。	障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した計画。

「学習指導要領総則」（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）参考  
 千葉県教育委員会「令和5年度版特別支援教育指導資料」より一部抜粋

※個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることが重要です。

○合理的配慮の記載について

平成29年3月文部科学省「発達障害を含む障害のある児童生徒に対する教育支援体制ガイドライン」の中で、「特別な支援を必要とする子供に対して提供されている『合理的配慮』の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要」とされています。なお、平成28年4月から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、国公立学校等は、「合理的配慮の不提供の禁止」について法的義務が課せられています。（私立学校・園は令和6年4月1日より義務化）

○様式について

各市町村の定める様式、また、県立学校においては各学校で定めているものを使用し、適宜見直しを行ってください。また、個別の教育支援計画については、合理的配慮の提供について記載する欄を必ず設けて作成してください。

Q2：『二つの計画を活用した引継ぎ』とは、どんなことを指しますか？

A：本人や保護者の同意を得て、進学先や、進級後の担当者等に二つの計画を活用した丁寧な説明を個別に行うことを指します。なお、進学等で学校が変更になる際には、適切な指導や必要な支援が切れ目なく続くように、本人や保護者の同意を得て、計画（写し）を進学先の担当者等に渡すようにしてください。

県教育委員会では、各学校において個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用を図り、切れ目ない一貫した指導・支援を促進しています。

### 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画より

#### I 障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実

目標項目	(令和2年度)	目標 (令和8年度)	目標 (令和13年度)
個別の教育支援計画活用率※ (公立小・中学校等)	67.7%	90.0%	100%
個別の指導計画活用率※ (公立小・中学校等)	71.3%	90.0%	100%

[令和5年5月現在の活用率] 個別の教育支援計画86.8% 個別の指導計画活用率83.5%

※活用率とは、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成している幼児児童生徒のうち、進級や進学の際に、計画を活用して個別に説明や引継ぎを行うとともに、説明後計画を渡した幼児児童生徒の割合」を言います。

《参考》就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、在学中の教育支援の目的や内容を設定したり、在学中の教育支援の目的や内容を進学先に伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで切れ目ない教育支援に生かすことが大切である。

(文部科学省「個別の教育支援計画の参考様式について」より一部抜粋)

担任や学校等が変わっても、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の提供が、切れ目なく確実に引き継がれるよう努めていくことが重要である。

(文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」より一部抜粋)

令和 8 年度 船橋市特別支援連携協議会及び作業部会の予定

**第 1 回 船橋市特別支援連携協議会**

令和 8 年 5 月 1 8 日 ( 月 ) : 場所 県合同庁舎分室 1

令和 8 年度 特別支援連携協議会の計画案

～ 検討事項について、協議の柱を整理 ～

◇第 1 回 作業部会

令和 8 年 7 月 7 日 ( 火 )

場所 : 船橋市総合教育センター

◇第 2 回 作業部会

令和 8 年 1 2 月 1 7 日 ( 木 )

場所 : 船橋市総合教育センター

**第 2 回 船橋市特別支援連携協議会**

令和 9 年 2 月 1 日 ( 月 ) : 場所 本庁舎 6 0 2 会議室

令和 8 年度 特別支援連携協議会の報告とまとめ

～ 作業部会の検討を受け、報告の取りまとめ ～

## 個別の教育支援計画・個別の指導計画

フリガナ 氏名	
------------	--

学校名 \_\_\_\_\_ 小学校

\_\_\_\_\_ 中学校

作成日	学年	作成者名 (印)	校長名 (印)	個別の 教育支援 計画 保護者 (印)	個別の指導計画		
					前期 保護者 (印)	後期 保護者 (印)	年度末 保護者 (印)
年 月 日	1年						
年 月 日	2年						
年 月 日	3年						
年 月 日	4年						
年 月 日	5年						
年 月 日	6年						
年 月 日	1年						
年 月 日	2年						
年 月 日	3年						

※印はサインでも可

- この計画に記載されている情報を支援関係者（放課後等デイサービス等も含む）と共有することに同意します。
- 転居等で転校した場合は、転校先の学校へ提出することを了承します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

様式I

個別の教育支援計画

①プロフィール<保護者記入欄>

※この用紙は、その都度追記して使用します。

フリガナ 氏名		記載日	令和 年 月 日
フリガナ 保護者氏名		生年月日	平成・令和 年 月 日
諸検査の 記録	H・R 年 月 日 ※次回以降の記録は②へ WISC-IV・WISC-V・田中ビネー・新版K式・その他( ) 検査結果:		
手帳の有無 等級	有・無 判定日 R 年 月 日 次の更新日 R 年 月 日 <input type="checkbox"/> 療育手帳 A・Aの1・Aの2・Bの1・Bの2 ※次回以降の記録は②へ <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ( )級 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( )級		
関係機関 との 連携状況	【医療関係機関】 医療機関名: 病名、診断名( )		
	【教育等関係機関】 <input type="checkbox"/> 船橋市総合教育センター <input type="checkbox"/> サポートルーム <input type="checkbox"/> 通級指導教室(言語・発達・難聴・視覚・肢体) <input type="checkbox"/> その他( )		
	【放課後の過ごし方】 <input type="checkbox"/> 習い事・部活等( ) <input type="checkbox"/> 放課後ルーム <input type="checkbox"/> ふなっこ教室(放課後子ども教室)		
	【保健・福祉関係機関等】 <input type="checkbox"/> ライフサポートファイル <input type="checkbox"/> 保健センター <input type="checkbox"/> 子ども発達相談センター <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> こども家庭センター <input type="checkbox"/> 相談支援 <input type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 日中一時支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援( ) <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス( ) <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所( )		
配慮事項	<input type="checkbox"/> 医療的ケア( ) <input type="checkbox"/> 車いす等、身体面での配慮 <input type="checkbox"/> その他( )		

得意なこと 好きなこと	
----------------	--

将来の生活・ 現在の生活に ついての希望 (本人や保護者)	
--	--

※この様式は船橋市のホームページからダウンロードできます。

**様式2**

②校外の機関と連携した支援<保護者記入欄> ※この用紙は、その都度追記して使用します。

【医療関係機関】

【教育等関係機関】

【放課後の過ごし方】

本人の支援

【保健・福祉関係機関 等】

【手帳・諸検査等更新】

【                   】

※この様式は船橋市のホームページからダウンロードできます。



**様式3**

## ③支援について&lt;小学校担任記入欄&gt;

支援内容と方法(合理的配慮を含む)		
学年	本人、保護者からの申し出	支援内容・合意形成の内容
1年		
2年		
3年		
4年		
5年		
6年		



# 個別の教育支援計画

## 作成・活用の手引き



船橋市総合教育センター 教育支援室

## はじめに

本手引は、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用について、その意義、役割、作成手順、留意点等をまとめたものです。

教職員がこれらの計画を効果的に活用し、児童生徒等の自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制を構築するための一助となることを目的としています。



## <目次>

### I 基本事項 Q&A ……P1

- Q1 「個別の教育支援計画」とは何ですか……P1
- Q2 「個別の教育支援計画」の役割は何ですか……P2
- Q3 「個別の教育支援計画」の作成対象は、どのような方ですか…P3
- Q4 「個別の教育支援計画」の作成にかかわる関係者・機関はどのようなものがあるでしょうか……P4
- Q5 保護者とはどのように連携を図っていけばよいですか……P5
- Q6 「個別の指導計画」とは何ですか……P6
- Q7 「個別の指導計画」を作成・活用するメリットは何ですか……P6
- Q8 どのように実態を把握し、目標設定すればよいですか……P7
- Q9 手立てや評価は、どのように書けばよいですか……P7
- Q10 「引き継ぎのための連絡票」とは何ですか……P8
- Q11 引き継ぎの際の留意点は何ですか……P8
- Q12 合理的配慮とは何ですか……P9
- Q13 合理的配慮の提供は、どのように進めればよいですか……P9
- Q14 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の様式には、どのようなものがありますか……P10
- Q15 管理や保管はどのようにすればよいですか……P10

### II 作成について ……P11

- 「個別の教育支援計画」の記入例……P12
- 「個別の指導計画」の記入例……P16
- チェックリスト活用例…P17
- 作成と見直しの一般的なスケジュール……P18

### III 活用について ……P19

- 活用場面と方法について……P19

### IV 様式 ……P21

### V 参考資料 ……P28

## I 基本事項 Q&A

Q1 「個別の教育支援計画」とは何ですか？

A1 子供一人一人の教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、福祉、医療、保健、労働等の関係機関と連携し、子どもに合わせた支援を行うために作成する計画です。本人・保護者と学校が中心となって一緒に作成します。



## Q2 「個別の教育支援計画」の役割は何ですか？

A2 個別の教育支援計画は、子供に関わる人たちが協力し合い、情報を共有して、連携していくためのツールです。





- ・就学前から、小・中・高、さらに卒業後まで、切れ目のない支援の充実が図れます。
- ・進学、進級時の引き継ぎ資料として機能します。
- ・個別の教育支援計画でまとめた内容を「個別の指導計画」に反映させることで、日々の授業や支援に具体的に生かすことができます。

Q3 「個別の教育支援計画」の作成対象は、どのような方ですか。

A3 原則として、障害のあるすべての児童生徒等が対象となります。具体的には、以下のいずれかに該当し、教育的支援を必要とする子供たちが対象です。

<作成対象について>






個別の教育支援計画	個別の指導計画
<p>&lt;必ず作成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校の児童生徒</li> <li>・特別支援学級の児童生徒</li> <li>・通級指導教室利用の児童生徒</li> <li>・支援員配置児童生徒</li> </ul>  <p>&lt;その他作成する必要がある場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引継ぎのための連絡票のある児童生徒</li> <li>・発達障害（LD、ADHD、自閉症スペクトラムなど）の診断を受けている児童生徒</li> <li>・校外の関係機関と連携した支援が必要な場合（総合教育センターでの相談も含む）</li> <li>・保護者から作成の要望があった場合</li> <li>・合理的配慮の申し出があった場合</li> <li>・卒業後を見通した支援が必要な場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「個別の教育支援計画」を作成した児童生徒</li> <li>・その他、困り感を抱え、個別の配慮を要すると思われる児童生徒。</li> </ul> 

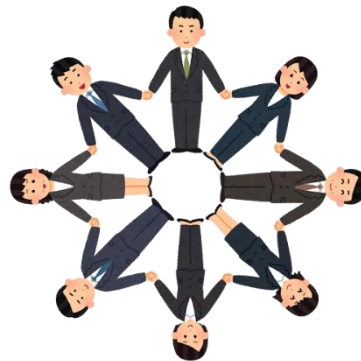
※まず「個別の教育支援計画」を作成し、その内容を反映させる形で「個別の指導計画」を作成します。また、学校側だけで作成するのではなく、本人・保護者と丁寧に合意形成を行い、一緒に作り上げていくことが大切です。

Q4 「個別の教育支援計画」の作成にかかわる関係者・機関はどのようなものがあるでしょうか？

A4 子供に関わる全ての関係機関が連携の対象になります。教育、福祉、医療、保健、労働等、様々な分野において存在し、ライフステージや生活環境によって変化します。保護者も重要な支援者です。

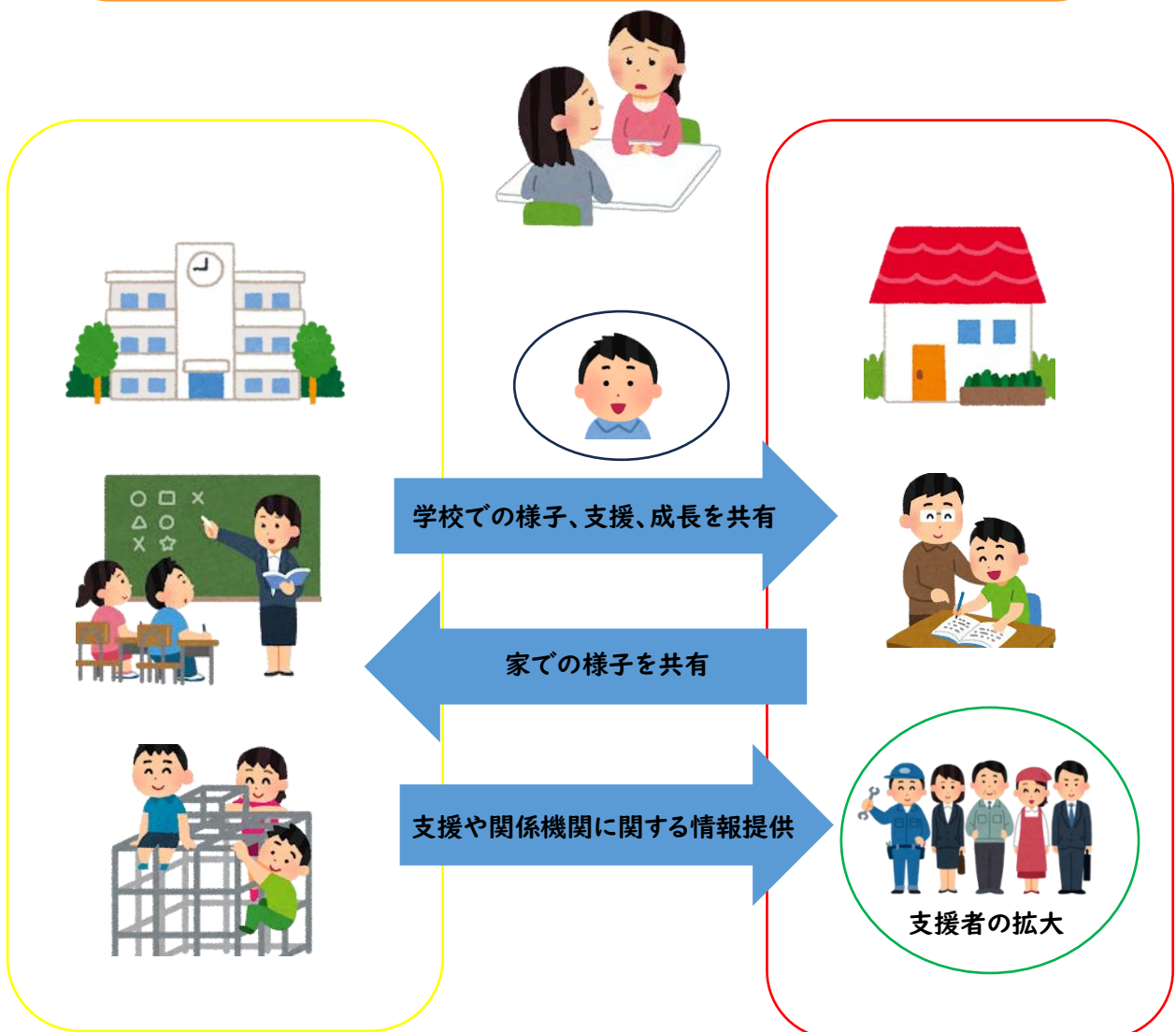
【具体的な関係者・関係機関の例】

家庭		保護者、兄弟姉妹、祖父母、民生委員、ヘルパー等
教育		特別支援学校（センター的機能を含む）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、総合教育センター等
福祉		保育園、こども発達相談センター、こども家庭センター、児童相談所、児童通所支援（児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所）、障害福祉サービス事業所等
労働		企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等
医療・保健		病院、保健センター、保健所、リハビリ機関等
余暇・地域生活		放課後ルーム、ふなっこ教室、塾、サークル活動、習い事等
その他		親の会、NPO、大学や研究機関等



**Q5 保護者とはどのように連携を図っていけばよいですか？**

**A5** 保護者との連携は、計画の作成、活用、評価のすべての場面において必要不可欠です。その際、学校や関係機関と対等な立場で参画する必要があります。そのためには、日頃から保護者の立場に立った子供への支援や保護者への支援を行い、信頼関係を築いておくことが大切です。成長したところや長所に目を向けて、積極的に情報共有をしていきましょう。共通理解を図って作成と活用ができるように「保護者向けリーフレット」もぜひご活用下さい。



C4th書庫→総合教育センター→特別支援教育班→保護者向けリーフレット

## Q6 「個別の指導計画」とは何ですか？



**A6** きめ細やかな指導や支援を行うための計画です。個別の教育支援計画を踏まえて作成します。学習や生活場面等において、身に付けさせたい力（目標）とそのための手立てを具体的に記述します。作成には、担任、教科担任、特別支援教育コーディネーター等の「その子に関わる職員」が作成に加わることで、そして保護者との共通理解を図ることが大切です。

## Q7 「個別の指導計画」を作成・活用するメリットは何ですか？

- A7**
- ・指導の目標、内容、方法を明確にしてきめ細やかに指導します。
  - ・担任と教科担当などで指導についての情報交換を円滑に行うことができます。
  - ・有効だった手立てなどを具体的に記すことで、計画的、継続的な指導ができます。
  - ・スモールステップで目標を立て、評価を繰り返すことで、子供の成長が把握できます。
  - ・進級、進学の際の引継ぎでも活用することで、切れ目のない支援の充実を図ることができます。



## Q8 どのように実態を把握し、目標設定すればよいですか？

A8 効果的な支援のためには、多角的な「実態把握」と、スモールステップによる「目標設定」が不可欠です。

・実態把握：学習、運動、コミュニケーション等の課題と強みを把握します。

千葉県作成の「行動チェックリスト」もぜひご活用下さい。

・目標設定：把握した課題に本人の強みを掛け合わせて設定します。

○ 長期目標：1年間で達成可能な行動目標。

○ 短期目標：長期目標を達成するためのステップ。「できた／できない」で客観的に評価できる具体的なもの。

C4th書庫→総合教育センター→特別支援教育班→行動チェックリスト

## Q9 手立てや評価は、どのように書けばよいですか？

A9 「手立て」は目標を達成するための具体的な工夫であり、「評価」はその工夫が有効だったかを振り返るためのものです。

<記入のポイント>

「手立て」：本人の興味・長所を生かして、支援を考えましょう。

「評価」：「○回はできた／△はできない」という客観的事実に

基づき、手立ての有効性、改善案を記入します。

支援について迷った際は、「文例集」や本手引き27、28ページの参考資料を活用しましょう。文例や事例をそのまま使用するのではなく、参考にしながら、子供の実態に合わせて記載します。



C4th書庫→総合教育センター→特別支援教育班→個別の指導計画文例集

Q10 「引継ぎのための連絡票」とは何ですか？

A10 配慮を要する子供（年長、小学校6年生、中学校3年生、高校3年生）が進学・就労するにあたり、円滑に学校生活や社会生活を始められるように、これまでの園、学校、関係機関等での様子や支援、配慮事項など教育的支援を引き継ぐために、園、学校、関係機関等と保護者が協力して作成するものです。また、引継ぎのための連絡票①プロフィール（保護者記入）を、個別の教育支援計画の様式Iとして、そのまま活用することができます。



Q11 引き継ぎの際の留意点は何ですか？

- A11
- ・保護者と合意形成の上で作成した「引継ぎのための連絡票」をもとに引き継ぎを行うことで、切れ目のない支援の充実につながります。
  - ・「個別の教育支援計画」は、就学前～小学校～中学校～高等学校といった進学や進級の際に、学校が中心となって引継ぎを行い、確実に情報提供を行っていくことが望まれます。
  - ・有効な手立てを伝えるため、「個別の指導計画」も引き継ぐ等、積極的な活用が大切です。
  - ・「引継ぎのための連絡票」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」やその他、検査結果等の資料を引き継ぐ際は、保護者の同意を得る必要があります。



## Q12 合理的配慮とは何ですか？

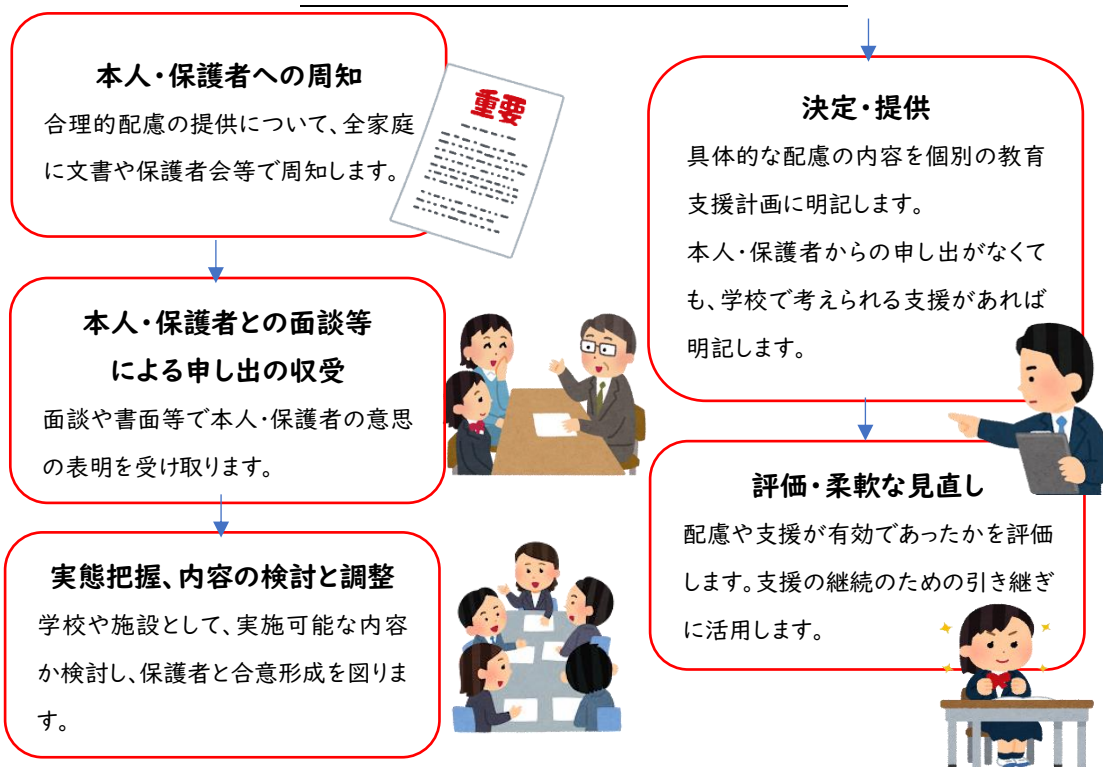


A12 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校が必要かつ適当な変更・調整を行います。子供の状況に応じて個別に必要とされる支援です。その内容は個別の教育支援計画に明記します。

## Q13 合理的配慮の提供は、どのように進めればよいですか？

A13 本人や保護者からの申し出の内容をもとに、実態を把握した上で、学校として組織的に対応し、丁寧に合意形成を図ることが求められます。また、申し出の内容、合意形成の内容については、個別の教育支援計画に明記して、進学・進級の際に確実に引き継ぐことが大切です。

### <合理的配慮提供までのプロセスの例>



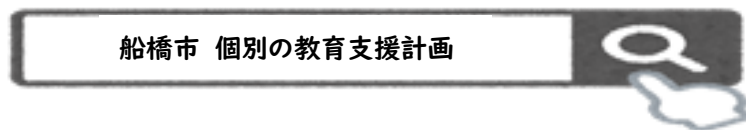
Q14 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の様式には、どのようなものがありますか？

A14 令和8年度から船橋市の小中学校で統一した書式となりました。新たに作成する場合は、ぜひ市の新しい書式をご活用ください。市内で統一した書式を使用することで、担任や学校等が変わっても、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の提供が、切れ目なく確実に引き継ぐことができます。

C4th書庫→総合教育センター→特別支援教育班

→個別の教育支援計画・個別の指導計画書式

教育支援計画（保護者記入用）は、市のホームページからダウンロードできます。



Q15 管理や保管はどのようにすればいいですか？

A15 計画に記載された個人情報漏洩したり、紛失したりしないように、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理するようにしてください。指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいとされています。転学や卒業等で学校が変更になる際には、原本を保護者へ渡し、学校は写しを保存してください。



## Ⅱ 作成について

### ○「個別の教育支援計画」の記入例

#### ○様式①の記載内容

- ・初めて個別の教育支援計画を作成する際に記入します。内容に変更、追加があった時のみ編集していきます。以下、各項目の記載ポイントです。

#### 【プロフィール：保護者記入欄】

##### ①氏名・生年月日

- ◎本人の氏名・生年月日を記載します。

##### ②諸検査の記録

- ◎検査を受けているようであれば、検査日・検査種・検査結果を記載します。

##### ③手帳（療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳）の有無・等級

- ◎手帳を所持している場合は、所持している手帳の詳細を記載します。

##### ④関係機関との連携状況

- ◎「医療関係機関」・「教育関係機関」・「放課後の過ごし方」・「保健・福祉関係機関」の情報を記載します。

##### ⑤配慮事項

- ◎特別な配慮事項があれば記載します。

##### ⑥将来の生活・現在の生活についての希望

- ◎本人・保護者の希望を記載します。



#### ○様式②の記載内容→【校外の機関と連携した支援：保護者記入欄】

※この用紙は、その都度追記して使用します。

- ◎「医療関係機関」、「教育関係機関」、「放課後の過ごし方」、「保健・福祉関係機関」、「手帳・諸検査等更新」に関する詳細をその都度記載します。

#### ○様式③の記載内容→【支援について：担任記入欄】

※この用紙は、その都度追記して使用します。

- ◎支援の内容と方法（合理的配慮を含む）をその都度記載していきます。保護者からの申出がなくても、学校で考えられる支援があれば記載してください。必要に応じて年度の途中でも加除訂正してください。

① プロフィール<保護者記入欄>

フリガナ 氏名	フナバシ タロウ 船橋 太郎	記載日	令和 7年 〇月 〇日
フリガナ 保護者氏名	フナバシ イチロウ 船橋 一郎	生年月日	平成・令和 25年 〇月 〇日
諸検査の 記録	H・(R) 6年 6月 〇日 ※次回以降の記録は②へ (WISC-IV)・WISC-V・田中ビネー・新版K式・その他( ) 検査結果:全検査 IQ85、言語理解 79、知覚推理 98、ワーキングメモリー 77、処理速度 90		
手帳の有無 等級	(有)・無 判定日 R 5年 8月 〇日 次の更新日 R 7年 8月 〇日 <input type="checkbox"/> 療育手帳 (A)・Aの1・Aの2・Bの1・Bの2 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ( )級 <input checked="" type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( 3 )級		
関係機関 との 連携状況	【医療関係機関】 ※変更があった場合の記録は②へ 医療機関名:〇〇病院 児童精神科 病名、診断名( ADHD 服薬あり )		
	【教育等関係機関】 <input checked="" type="checkbox"/> 船橋市総合教育センター <input type="checkbox"/> サポートルーム <input checked="" type="checkbox"/> 通級指導教室( 言語・(発達)・難聴・視覚・肢体 ) <input type="checkbox"/> その他( )		
	【放課後の過ごし方】 <input checked="" type="checkbox"/> 習い事・部活等( 〇〇サッカークラブ ) <input type="checkbox"/> 放課後ルーム <input type="checkbox"/> ふなっこ教室(放課後子ども教室)		
	【保健・福祉関係機関等】 <input type="checkbox"/> ライフサポートファイル <input type="checkbox"/> 保健センター <input checked="" type="checkbox"/> こども発達相談センター <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> こども家庭センター <input type="checkbox"/> 相談支援 <input checked="" type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 日中一時支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援( ) <input checked="" type="checkbox"/> 放課後等デイサービス( 〇〇デイサービス ) <input checked="" type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所( )		
配慮事項	<input type="checkbox"/> 医療的ケア( ) <input type="checkbox"/> 車いす等、身体面での配慮 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 卵アレルギーのため、代替食持参。 )		

得意なこと	・虫が好きで、いろいろな昆虫の名前を知っている。
好きなこと	・体を動かすことが好き。サッカークラブに所属している。

将来の生活・ 現在の生活に ついての希望 (本人や保護者)	・落ち着いて集団参加し、学習に取り組んでほしい。(保護者) ・学習や部活動に頑張って参加したい。
--	---

※この様式は船橋市のホームページからダウンロードできます。



様式2

②校外の機関と連携した支援<保護者記入欄>

☆記入例☆

※この用紙は、その都度追記して使用します。

【医療関係機関】

H26~△△小児科 □□先生  
卵アレルギー 年1回受診  
~~H31~〇〇病院 児童精神科  
□□先生 ADHD 服薬 月1回受診~~  
R3~ △△クリニック 小児精神科  
□□先生 2か月に1回受診

【教育等関係機関】

H28~H31 こども発達相談センター  
R6.6~総合教育センター 担当□□  
R6.9~〇〇小学校発達障害通級指導教室  
担当□□先生 SST 週1

【放課後の過ごし方】

R5.4~ 〇〇サッカークラブ 週2  
R6.12~〇〇デイサービス SST 週3

本人の支援

【保健・福祉関係機関 等】

~~R5.4~ファミリーサポート 移動支援~~  
(R6.3 終了)  
R7.4~〇〇デイサービス保育所等訪問支援

【手帳・諸検査等更新】

R2.4 新版 K 式発達検査 全領域88  
姿勢・運動上限、認知・適応79、言語・社会77  
  
R5.8 精神障害者手帳3級取得  
  
R6.6 WISC-IV 全検査 IQ85  
言語理解 79、知覚推理98  
ワーキングメモリー77、処理速度90

【 】

※この様式は船橋市のホームページからダウンロードできます。



③ 支援について<小学校担任記入欄>

支援内容と方法(合理的配慮を含む)		
学年	本人、保護者からの申し出	支援内容・合意形成の内容
1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団生活に慣れてほしい。</li> <li>・持ち物の確認をしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成した学年からで良い。</li> <li>・必要に応じて、年度の途中でも加除修正する。</li> <li>・保護者からの申し出がなくても、学校で考えられる支援があれば記入する。</li> </ul>
2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周りの様子が気になるので、前列にしてほしい。</li> <li>・連絡帳を書くことが難しいので、持ち物がわからない。連絡をしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座席はできるだけ前から3列目までにする。</li> <li>・予定や持ち物など、あらかじめわかっていることは週予定で知らせる。</li> <li>・ipad のアプリ(ロイロノート)等で連絡を伝える。</li> </ul>
3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カッとなったときや気持ちが落ち着かない時は、個別に対応してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クールダウンの部屋を設け、落ち着いてから状況を確認するようにする。</li> </ul>
4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚過敏があるので配慮してほしい。</li> <li>・板書を写すことが苦手なため、配慮してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会はピストルではなく、ホイッスルを使うようにする。</li> <li>・様子に応じて書く量を減らす。</li> <li>・タブレット端末で板書をカメラで写す。</li> </ul>
5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聞こえづらさがあるため(補聴器をつけているため)やりとりする際には本人にわかるように伝えるなどの支援をしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前列の席で授業を受けられるようにする。</li> <li>・持ち物等は基本的にプリント等で伝える。急ぎよ追加の持ち物がある場合には、口頭ではなく文字で書いて伝えるようにする。</li> </ul>
6年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢に麻痺があり、歩行が不安定なため、教室移動や体育の際に配慮してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課に連絡し、階段の手すりを設置する。</li> <li>・体育の場面では、ランニングする距離や扱いやすい道具について等を本人と確認し、無理なく運動できるようにする。</li> </ul>

**様式3**

## ③ 支援について&lt;中学校担任記入欄&gt;

**☆記入例☆**

- ・作成した学年からが良い。
- ・必要に応じて、年度の途中でも加除修正する。
- ・保護者からの申し出がなくても、学校で考えられる支援があれば記入する。

支援内容と方法(合理的配慮を含む)		
学年	本人、保護者からの申し出	支援内容・合意形成の内容
1年	・車いすを使用しているため、段差をなくしてほしい。	・関係各課と連携してスロープを設置する。
2年	・板書を写すことが苦手なため、パソコンのカメラ機能で撮影させてほしい。  ・読むことや書くことに困難さがあるため、配慮してほしい。	・補助プリントやワークシートを用意する。 ・板書をパソコンのカメラ機能で撮る。  ・デージー教科書を利用するなど、音声教材を使用できるようにする。 ・問題用紙にルビを振る。 ・手書きではなく、タイピング入力による課題提出ができるようにする。 ・テストの際は時間の延長や別室対応をする。
3年	・部活動のスケジュール管理が苦手なため、活動がわかるように配慮してほしい。	・見通しをもたせるために、カレンダーに予定を書き込むなどして 時間経過が視覚的に捉えやすい計画を提示する。 ・グーグルのクラスルーム等でもスケジュールを伝える。



特別な教育的ニーズをもつ子どものための行動チェックリスト(3~6学年用)

下記の項目を見て、あてはまる数値をクリックしてください。

\*「ふつう」・・・学年相応と考えられるレベル

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
1 ① 個別の場面で話を聞いて理解できる	○5	○4	●3	○2	○1	3
1 ② 集団の場面で話を聞いて理解できる	○5	○4	○3	●2	○1	2
1 ③ 聞き間違いや聞きもらしが少ない	○5	○4	○3	●2	○1	2
1 ④ 話を聞いて学年相応に理解できる	○5	○4	○3	●2	○1	2
1 ⑤ 友達同士の会話を聞いて理解できる	○5	○4	○3	●2	○1	2
平均			2.2			合計 11

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
2 ① 相手や場面に応じて必要なことが言える	○5	○4	●3	○2	○1	3
2 ② 話し合いの際に学年相応の意見が言える	○5	●4	○3	○2	○1	4
2 ③ 経験した出来事を順序よく話すことができる	○5	○4	○3	●2	○1	2
2 ④ 言い間違いや言葉の使い方の間違いが少ない	○5	○4	●3	○2	○1	3
2 ⑤ 友達と学年相応の会話をすることができる	○5	○4	●3	○2	○1	3
平均			3.0			合計 15

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
3 ① ひらがな、カタカナが読める	○5	○4	●3	○2	○1	3
3 ② 学年相応に漢字が読める	○5	○4	●3	○2	○1	3
3 ③ 読み間違いをしないで教科書の音読ができる	○5	○4	○3	●2	○1	2
3 ④ 教科書を読んで内容が理解できる	○5	○4	●3	○2	○1	3
3 ⑤ 読むことを極端に嫌がらない	○5	○4	●3	○2	○1	3
平均			2.8			合計 14

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
4 ① 長音・拗音・促音や、助詞の「は」「へ」「を」が適切に表記できる	○5	○4	●3	○2	○1	3
4 ② 学年相応の漢字が書ける	○5	○4	●3	○2	○1	3
4 ③ 板書を書き写すことができる	○5	○4	○3	●2	○1	2
4 ④ 書写の作品が極端に見劣りしない	○5	○4	●3	○2	○1	3
4 ⑤ 学年相応の文章が書ける	○5	○4	●3	○2	○1	3
平均			2.8			合計 14

1/4

特別な教育的ニーズをもつ子どものための行動チェックリスト(3~6学年用)

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
9 ① 作品を最後まで仕上げることができる(できは問わない)	○5	○4	●3	○2	○1	3
9 ② 自分の持ち物の管理ができる	○5	○4	○3	●2	○1	2
9 ③ 教室移動があっても必要なものを準備できる	○5	○4	○3	●2	○1	2
9 ④ 授業中、他のことに気を取られずに集中できる	○5	○4	○3	●2	○1	2
9 ⑤ 係や委員会などで頼まれた仕事をやりとげられる	○5	○4	●3	○2	○1	3
平均			2.4			合計 12

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
10 ① 授業中勝手に席を離れない	○5	○4	○3	●2	○1	2
10 ② 授業中やたらに身体を動かさない	○5	○4	○3	●2	○1	2
10 ③ 必要な場面で、きちんと行動することができる	○5	○4	○3	●2	○1	2
10 ④ 授業中、勝手なおしゃべりをしない	○5	○4	○3	●2	○1	2
10 ⑤ 話題がめまぐるしく変わらない	○5	○4	○3	●2	○1	2
平均			2.0			合計 10

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
11 ① 順番を待つことができる	○5	○4	○3	●2	○1	2
11 ② サッカーやバスケットなどルールに従って楽しめる	○5	○4	●3	○2	○1	3
11 ③ 他人を妨害したり邪魔するようなことをしない	○5	○4	●3	○2	○1	3
11 ④ 話を最後まで聞くことができる	○5	○4	○3	●2	○1	2
11 ⑤ 不満や怒りを年齢相応にコントロールできる	○5	○4	●3	○2	○1	3
平均			2.6			合計 13

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
12 ① 急な予定変更が続いても対応できる	○5	○4	●3	○2	○1	3
12 ② 慣れない教室でも落ち着いて学習ができる	○5	○4	○3	●2	○1	2
12 ③ 自分のやり方にこだわらないで行動できる	○5	○4	●3	○2	○1	3
12 ④ 状況に応じて活動を切り替えることができる	○5	○4	●3	○2	○1	3
12 ⑤ 嫌なことでもある程度我慢して取り組める	○5	○4	●3	○2	○1	3
平均			2.8			合計 14

特別な教育的ニーズをもつ子どものための行動チェックリスト(3~6学年用)

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
5 ① 学年相応の数の意味や表し方がわかる	○5	●4	○3	○2	○1	4
5 ② 学年相応の量の意味や表し方がわかる	○5	●4	○3	○2	○1	4
5 ③ 学年相応の数量の比較ができる	○5	○4	●3	○2	○1	3
5 ④ 学年相応の計算ができる	○5	●4	○3	○2	○1	4
5 ⑤ 学年相応の計算を適切に用いることができる	○5	○4	●3	○2	○1	3
平均			3.6			合計 18

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
6 ① 学年相応の数量関係が理解できる	○5	○4	●3	○2	○1	3
6 ② なぞなぞを理解し答えることができる	○5	○4	●3	○2	○1	3
6 ③ 物語の登場人物の心情を読み取れる	○5	○4	○3	●2	○1	2
6 ④ 結果を考えて行動できる	○5	○4	●3	○2	○1	3
6 ⑤ 場にあった行動がとれる	○5	○4	○3	●2	○1	2
平均			2.6			合計 13

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
7 ① 縄跳びやボール投げ、ドリブル等ができる。	○5	●4	○3	○2	○1	4
7 ② 学年相応の器械運動ができる	○5	○4	●3	○2	○1	3
7 ③ 走ることが極端に苦手ではない	○5	●4	○3	○2	○1	4
7 ④ 運動会のダンス(学年種目)が踊れる	○5	○4	●3	○2	○1	3
7 ⑤ 丸太渡りやタイヤ跳びができる	○5	●4	○3	○2	○1	4
平均			3.6			合計 18

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
8 ① 必要な場面で紙をきちんと折ることができる	○5	○4	●3	○2	○1	3
8 ② はさみで曲線が切れる	○5	○4	●3	○2	○1	3
8 ③ コンパスや定規の操作ができる	○5	○4	●3	○2	○1	3
8 ④ 手を十分に働かせて小刀等の用具を工夫して使える	○5	○4	●3	○2	○1	3
8 ⑤ 給食の盛りつけができる	○5	●4	○3	○2	○1	4
平均			3.2			合計 16

2/4

特別な教育的ニーズをもつ子どものための行動チェックリスト(3~6学年用)

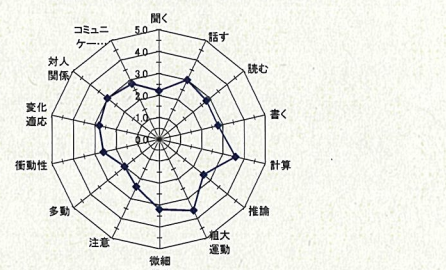
	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
13 ① 学校行事や集会に落ち着いて参加できる	○5	○4	○3	●2	○1	2
13 ② 友達と協力した班行動がとれる	○5	○4	●3	○2	○1	3
13 ③ 休み時間に友達と一緒に遊べる	○5	●4	○3	○2	○1	4
13 ④ 友達と一緒に楽しんだり喜んだりできる	○5	●4	○3	○2	○1	4
13 ⑤ まわりの雰囲気や状況に合わせた行動がとれる	○5	○4	○3	●2	○1	2
平均			3.0			合計 15

	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
14 ① 相手や状況に合わせた言葉遣いができる	○5	○4	●3	○2	○1	3
14 ② 友達と一方的でない会話ができる	○5	○4	○3	●2	○1	2
14 ③ 自分の気持ちを相手に適切に伝えることができる	○5	○4	●3	○2	○1	3
14 ④ 相手の興味や関心に合わせた会話ができる	○5	○4	○3	●2	○1	3
14 ⑤ 冗談や嫌みが通じる	○5	○4	●3	○2	○1	3
平均			2.8			合計 14

各領域の平均得点

聞く	話す	読む	書く	計算	推論	粗大運動	微細運動	注意	多動	衝動性	変化適応	対人関係	コミュニケーション
2.2	3.0	2.8	2.8	3.6	2.6	3.6	3.2	2.4	2.0	2.6	2.8	3.0	2.8




行動チェックリストレーダーチャート



行動チェックリスト☆活用例☆

## ○作成と見直しの一般的なスケジュール

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用の一般的なスケジュールです。各学校のスケジュールに応じて効果的な活用を進めましょう。また、保護者との合意形成が図れた時期に応じて、順次作成を進めていきましょう。

	いつ？	何を？	誰が？	どのように？
作成準備	～4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き継ぎ</li> </ul>	担任 関係する教員等	○前年度までの担任や関係する教員等から、本人に関する情報やこれまでの支援の内容についての情報を引き継ぐ。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との面談、ねがい（ニーズ）の把握</li> <li>・作成の趣旨の説明</li> <li>・同意を得る</li> <li>※保護者に所定の様式1、2を記入してもらう。</li> </ul> 	担任（または関係する教員等） 保護者	○保護者と面談を実施し、ねがいやニーズを聞き取る。 ○保護者に個別の教育支援計画の趣旨を説明する。 ※引き継ぎのための連絡票①プロフィール（保護者記入）を様式1としてそのまま活用できる。 様式2は加除訂正をしながら活用する
計画作成	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の開始</li> <li>※担任が所定の様式3、4を記入する。</li> <li>・校内での共通理解</li> </ul>	担任 関係する教員 校内でのケース会議等 	○本人・保護者のねがいや実態把握を基本に、支援目標及び支援内容を検討する。 ○保護者の同意を得た上で関係機関と情報交換等を行い、支援目標・内容・合理的配慮を記入する。 ○立案した個別の教育支援計画・個別の指導計画に関して校内のケース会議等で検討し、共通理解を図る。
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成した支援計画の保護者への提示、確認。</li> </ul>	担任 保護者	○面談等で支援目標及び支援内容等について、保護者と合意形成を図る。 (保護者印またはサイン)
活用	7月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の実施</li> <li>・支援の見直し改善</li> </ul> 	担任、関係する教員等、関係機関、保護者	○支援の実施、検査結果、支援機関の利用等、随時情報更新、蓄積する。
	前期末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者との面談（前期反省・後期の目標）</li> </ul>	担任（関係する教員等）、保護者	○面談等の機会を利用して、計画や支援の見直しを図る。（保護者印またはサイン）
評価・改善	～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の記入</li> <li>・保護者との面談</li> </ul>	担任、関係する教員等、校内のケース会議、保護者	○1年間の支援の成果と課題をまとめる。 ○保護者から関係機関の取組の状況に関する情報を得る。 ○支援目標及び支援内容の見直しを図る。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供及び引き継ぎの承諾の確認</li> <li>・各関係機関へ資料送付</li> </ul>	担任（または関係する教員等） 保護者	○次年度へ引き継ぐ内容、関係機関に提供する情報の範囲に関して、保護者の確認と同意を得る。（保護者印またはサイン）

### Ⅲ 活用について

「個別の教育支援計画」は校内をはじめ、保護者や関係機関と連携するために様々な場面で活用することができます。児童生徒により効果的な支援が行われるよう状況に合わせて活用していきます。

#### 活用場面① 保護者との合意形成

個別の面談時に「個別の教育支援計画」をもとに学校・家庭での児童生徒の様子を共有し、現在や今後の目標や支援について話し合います。



#### 活用場面② 合理的配慮の評価と見直し

現在行っている合理的配慮やそれに対する児童生徒の様子について評価し、引き続き必要かどうかや内容の検討を行います。また、本人・保護者ともその様子や今後の合理的配慮の内容を確認します。合理的配慮の内容や様子については、次年度以降も引き継げるように「個別の教育支援計画」に記載します。

#### 活用場面③ 「個別の指導計画」の作成

「個別の教育支援計画」のプロフィールやこれまでの支援についての情報をもとに「個別の指導計画」を作成します。



#### 活用場面④ 校内での支援体制

「個別の教育支援計画」で児童生徒の様子や支援内容について校内の職員全体で共通理解をするとともに、現在や今後の支援内容について検討を行います。職員全体で支援にあたることができるよう体制を整えます。



#### 活用場面⑤ ケース会議

児童生徒の実態や様子とともに「個別の教育支援計画」のプロフィールや関係機関の記録をもとに、具体的な支援方法や連携する関係機関等について検討を行います。また、必要に応じ関係機関にも参加してもらいケース会議を行い支援方法について検討します。

#### 活用場面⑥ 関係機関との連携

必要に応じ、「個別の教育支援計画」の情報をもとに放課後等デイサービスなどの福祉や病院等の医療機関と連携します。また、その時の学校からの資料として「個別の教育支援計画」を共有します。

#### 活用場面⑦ 進学・進級時の引き継ぎ

これまで行ってきた支援や児童生徒の様子が進学先や次年度の担任に引き継がれるように「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を用いながら、引き継ぎを行います。

※中学校や高等学校への進学時に保護者から依頼があった場合は「引継ぎのための連絡票」も資料とし



## IV 様式

- 表紙
- 様式1 プロフィール(保護者記入)
- 様式2 校外の機関と連携した支援(保護者記入)
- 様式3 支援について<小学校><中学校>(担任記入)
- 様式4 個別の指導計画(担任記入)

個別の教育支援計画・個別の指導計画

表紙

フリガナ 氏名	
------------	--

学校名 \_\_\_\_\_ 小学校

\_\_\_\_\_ 中学校

作成日	学年	作成者名 (印)	校長名 (印)	個別の 教育支援 計画 保護者 (印)	個別の指導計画		
					前期 保護者 (印)	後期 保護者 (印)	年度末 保護者 (印)
年 月 日	1年						
年 月 日	2年						
年 月 日	3年						
年 月 日	4年						
年 月 日	5年						
年 月 日	6年						
年 月 日	1年						
年 月 日	2年						
年 月 日	3年						

※印はサインでも可

- この計画に記載されている情報を支援関係者（放課後等デイサービス等も含む）と共有することに同意します。
- 転居等で転校した場合は、転校先の学校へ提出することを了承します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式I

個別の教育支援計画

①プロフィール<保護者記入欄>

※この用紙は、その都度追記して使用します。

フリガナ 氏名	記載日	令和 年 月 日
フリガナ 保護者氏名	生年月日	平成・令和 年 月 日
諸検査の 記録	H・R 年 月 日 ※次回以降の記録は②へ WISC-IV・WISC-V・田中ビネー・新版K式・その他( ) 検査結果:	
手帳の有無 等級	有・無 判定日 R 年 月 日 次の更新日 R 年 月 日 <input type="checkbox"/> 療育手帳 ㊤・Aの1・Aの2・Bの1・Bの2 ※次回以降の記録は②へ <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 ( )級 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 ( )級	
関係機関 との 連携状況	【医療関係機関】 医療機関名: 病名、診断名( )	
	【教育等関係機関】 <input type="checkbox"/> 船橋市総合教育センター <input type="checkbox"/> サポートルーム <input type="checkbox"/> 通級指導教室(言語・発達・難聴・視覚・肢体) <input type="checkbox"/> その他( )	
	【放課後の過ごし方】 <input type="checkbox"/> 習い事・部活等( ) <input type="checkbox"/> 放課後ルーム <input type="checkbox"/> ふなっこ教室(放課後子ども教室)	
	【保健・福祉関係機関等】 <input type="checkbox"/> ライフサポートファイル <input type="checkbox"/> 保健センター <input type="checkbox"/> 子ども発達相談センター <input type="checkbox"/> 児童相談所 <input type="checkbox"/> こども家庭センター <input type="checkbox"/> 相談支援 <input type="checkbox"/> 移動支援 <input type="checkbox"/> 日中一時支援 <input type="checkbox"/> 児童発達支援( ) <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス( ) <input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型児童発達支援 <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業所( )	
配慮事項	<input type="checkbox"/> 医療的ケア( ) <input type="checkbox"/> 車いす等、身体面での配慮 <input type="checkbox"/> その他( )	

得意なこと 好きなこと	
----------------	--

将来の生活・ 現在の生活に ついての希望 (本人や保護者)	
--	--

※この様式は船橋市のホームページからダウンロードできます。



**様式2**

②校外の機関と連携した支援<保護者記入欄> ※この用紙は、その都度追記して使用します。

【医療関係機関】

【教育等関係機関】

【放課後の過ごし方】

本人の支援

【保健・福祉関係機関 等】

【手帳・諸検査等更新】

【                   】

※この様式は船橋市のホームページからダウンロードできます。



**様式3**

## ③支援について&lt;小学校担任記入欄&gt;

支援内容と方法(合理的配慮を含む)		
学年	本人、保護者からの申し出	支援内容・合意形成の内容
1年		
2年		
3年		
4年		
5年		
6年		

**様式3**

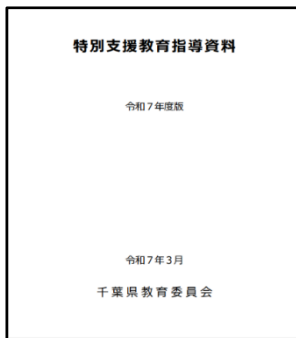
## ③支援について&lt;中学校担任記入欄&gt;

支援内容と方法(合理的配慮を含む)		
学年	本人、保護者からの申し出	支援内容・合意形成の内容
1年		
2年		
3年		



## V 参考資料

### 特別支援教育の手引き

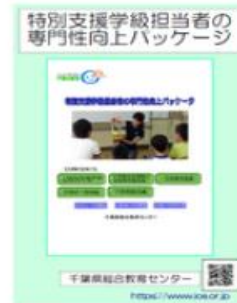


特別支援教育指導資料  
令和7年度版



<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/shidoushiryour7.html>

### 特別支援学級担当者の手引き



特別支援学級担当者の  
専門性向上パッケージ



<https://www.cgec.ed.jp/nc/investigation/houkoku/tokushi>

### 自立活動の紹介

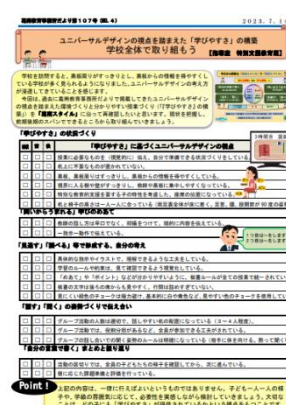


遠隔による自立活動の指導  
スタートガイド



<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/documents/enkakuniyorujiritukatudounosidou.pdf>

### UDの詳細の紹介等



葛南教育事務所 事務所だより  
～ユニバーサルデザイン等～



<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/kj-katsunan/tokubetusienkyouiku/index.html>

具体的な手立てに役立つ参考資料



合理的配慮事例集



<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/gouritekihairyojireishuu.html>



インクル DB (国立特別支援教育総合研究所)



<https://inclusive.nise.go.jp>

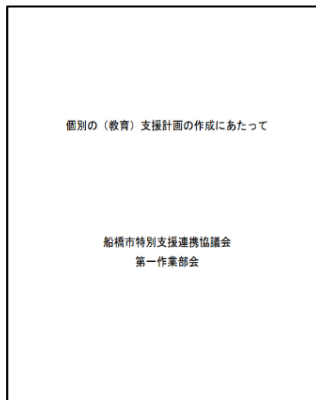


学びの困難さに対する  
指導の手立て集



<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/manabinokonnanssa.html>

個別の教育支援計画

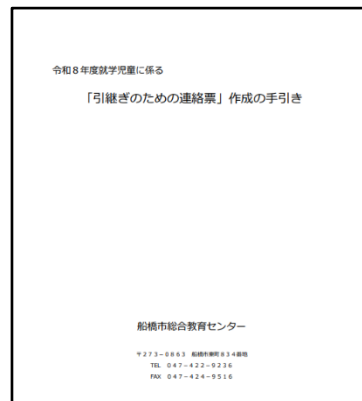


作成の手引き・書式・記入例  
(未就学)



<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/manabinokonnanssa.html>

引継ぎのための連絡票



引継ぎのための連絡票  
作成の手引き



[https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/bunka/0002/0001/0011/p140572\\_d/fil/tebiki.pdf](https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/bunka/0002/0001/0011/p140572_d/fil/tebiki.pdf)

# 個別の指導計画 文例集



船橋市総合教育センター 教育支援室

## 指導計画作成にあたって



### ○目標はスモールステップで設定

・高い目標にしてしまうと、いつまでも同じ目標になってしまいます。ちょっと頑張れば達成できそうな小さな目標を設定しましょう。もし、目標が達成できないときは、手立てを見直しましょう。それでも難しい場合は目標を見直しましょう。

### ○こどもの良いところに注目



・興味関心のあるものや、得意なことに関連した目標や手立てを考えましょう。

### ○その都度、加除訂正



・学期の途中でも、目標が高すぎたり、手立てが合わなかったりしたら、すぐに修正しましょう。その際、取り組みの経過が分かるよう、前の文は消さないようにしましょう。また、評価の際、目標が達成できないこともあると思います。そのようなときは「どこまでできた」のか、「次回はどうする」のかを記載し、今後に繋がるようにしましょう。

### ○作成したら活用

・作成して終わりではありません。この計画を基に、実際に支援をしていくことになります。どんな目標だったのか、どんな手立てだったのか、忘れないよう定期的に計画書に目を通しましょう。



## 作成の流れ



何か困ったこと、心配なことがあるときは、

**まずは 学級担任や特別支援教育コーディネーターに相談してください。**

集団生活や友達関係、学習等、お子さんのどんなことが気になるのか、困っていることはどんなことか、お話しください。



個別の支援の必要性が確認され、保護者の希望があれば、作成を進めていきます。お子さんについてのプロフィールやこれまでの支援の情報などを所定の書類に記入し、園・学校に提出します。



時期 (めやす)	本人・保護者・学校における取り組み
<b>作成</b> 入学後～ 夏休み前 または 作成決定後	<b>本人・保護者の同意を得て、一緒に作成</b> ○前籍校からの引継ぎ内容や本人と保護者の希望の確認(目標、支援の方法、合理的配慮についてなど)して学校が支援内容を検討します。 ○個別の教育支援計画(案)を作成し、保護者と確認します。 *必要に応じて修正します。 ○個別の教育支援計画をもとに、個別の指導計画を作成します。
<b>活用</b> <b>評価</b> 学期末	<b>効果的な支援の蓄積</b> ○お子さんの教育的ニーズの変化を把握し、必要に応じて加筆修正を行います。 ○個別の指導計画に学期ごとで達成可能な目標をたてて、指導していきます。
<b>引継ぎ</b> 年度末	<b>評価と引継ぎ</b> ○今年度の様子を保護者と学校で確認し、次年度に向けての方向性について話し合います。



<お問い合わせ>

船橋市総合教育センター 教育支援室 特別支援教育班

電話 047-422-9236

【保護者向けリーフレット】

# つながる ひろがる 個別の教育支援計画 個別の指導計画



船橋市総合教育センター 教育支援室

## 個別の教育支援計画とは

- 成長や発達に心配や不安のあるお子さんや発達障害を含む障害のあるお子さんに対して、保護者と園や学校が中心となり、医療機関や福祉機関、相談機関などと連携し、乳幼児期から学校卒業まで切れ目ない一貫した教育的支援を引き継いでいくために作成するものです。
- 小・中・高等学校へ入学時に「引継ぎのための連絡票」を作成した児童・生徒と特別支援学校、特別支援学級及び通級指導教室に通う児童・生徒は作成します。



### 関係機関とは？

- ・幼稚園・保育園
- ・こども発達相談センター
- ・保健センター
- ・児童発達支援
- ・かかりつけの病院
- ・各相談機関
- ・放課後ルーム
- ・放課後等デイサービス
- ・塾や習いごと
- ・通級指導教室 等々...



相談窓口については  
こちら



『船橋市相談窓口ガイドブック』

お子さんが生活を送る中で関わりのある機関や場所のことです。

## 切れ目なく支援をつなぎます



## 個別の指導計画とは

- 学校の学習において児童生徒一人一人の困り感や障害の状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法を具体的にしました。
- 個別の教育支援計画を元に、重点課題や優先内容を選定し、長期、短期目標の設定と必要な支援と手立てを決定します。指導を実施し、保護者と担任で指導についての評価を行い、目標や指導についての見直しや検討を行っていきます。計画(Plan)を立てて実行(Do)し、評価(Check)を行い再実行(Action)するP-D-C-Aサイクルで進めていきます。

